

家庭用地中熱設備導入支援事業 Q & A

○補助の対象について

Q 1 国や市町村など、ほかの補助金と重複して受給することはできますか。

A 1 国や市町村の補助金とこの補助金は、重複して受給いただくことができます。ただし、新潟県の別の補助金との重複受給はできません。

Q 2 既に設置している設備でも補助対象になりますか。

A 2 設置工事着手の前に本事業の交付申請をしていただく必要があるため、補助対象にはなりません。

Q 3 地中熱設備の設置であれば、どのような方式であってもこの補助金の対象になりますか。

A 3 地中熱を利用した設備であれば、冷暖房、融雪、給湯等の用途や、ヒートポンプ式、ヒートパイプ式等の方式を問わず、この事業の補助対象となります。

ただし、地中熱設備の導入にかかる経費（補助対象経費）のうち、県が定める経費の 1/2 以上が県内事業者が発注等を行うものであることが条件になります（要綱別表第2のとおり）。

Q 4 集合住宅ですが、補助申請はできますか。

A 4 集合住宅であっても、申請は可能です。ただし、設置が集合住宅の共用部分にかかる場合には、補助事業者を除く全ての所有者から設置に係る承諾を得る必要があります。

Q 5 2世帯住宅の場合、2世帯分申請はできますか。

A 5 各世帯で契約を行って設置し、各世帯で電力会社との電力需給契約を行う場合には、両世帯が補助対象となります。なお、実績報告の際には、どの設備をどの世帯で設置したのかがわかるような図面、別世帯であることを証明する書類（世帯全員の住民票）等を添付してください。

Q 6 補助対象設備の項目、所要金額等が住宅全体の見積書、売買契約書等の中に含まれている場合、項目、所要金額等はどのように区別するのですか。

A 6 住宅の見積書や売買契約書等に、県補助金の対象とする設備の項目及び金額等が記載されている場合は、該当項目に印を付すなどして、対象設備及び金額がわかるようにしてください。

「内訳」が記載されていない場合は、別途施工業者等の証明印を押印した「内訳書」を作成していただき、対象設備及び金額がわかるようにしてください。

Q 7 新潟県内に住んでいますが、新潟県外の前の住所地から住民登録を移していませんでした。補助金を受けられますか。

A 7 補助対象者は新潟県内に住所を有する個人（個人事業者を含む）としていますので、対象となります。交付申請時に住民票等の添付が必要ですが、住民登録を新潟県内の現住所に移していない場合、住民票に加えて現在の住所を確認することのできる書類（健康保険証、運転免許証の写しなどいずれか一つ）が必要となります。

なお、新潟県内に住所を有することが確認できる書類がない場合は、申し訳ありませんが補助金の交付は受けられません。

○補助金の交付申請等について

Q 8 補助金の交付申請書はいつ提出すればよいですか。

A 8 交付申請書は事業（工事）着手前に提出してください。県が交付決定をして初めて補助金の対象になることが決定しますので、交付決定の前に事業着手をすると補助金の対象外となります。

交付決定前に工事が必要な場合は、「交付決定前事業着手届」を交付申請時に一緒に提出いただければ、事業着手が可能です。ただし、事業着手届を提出しても交付決定されなかった場合は補助金の対象とはならず、自己負担となりますので、ご注意ください。

Q 9 交付申請書の提出から交付決定まではどれくらいかかりますか。

A 9 書類等に不備が無く、補助の対象として適当であれば、申請から1か月程度で交付決定されます。

Q 10 交付申請書の受付はいつまでですか。

A 10 予算に達し次第終了します。予算残額が少なくなってきた頃から県ホームページ等で残額をお知らせしますので、事前にご確認ください。

Q 11 設備業者等の方に代わりに申請手続き等を行ってもらってもよいですか。

A 11 この補助金は、設備業者等の方による手続きの代行を認めています。ただし、次の点にご注意ください。

- 申請者はあくまでも設置者ご本人です。各書類の申請者欄にはご本人から記入いただき、印鑑はご本人のものを押印してください。また、署名が必要な場合もご本人が署名してください。
- 書類の不備等に関する問い合わせは代行者の方に行いますので、手続きの代行をされる方の情報を必ず手続代行者欄に記入してください。
- 手続代行者の方は、最後まで責任を持って手続きを行ってください。県からの書類の不備等の問い合わせに適切な対応をいただけない場合は、補正されるまで書類は受け付けられず、交付決定等も行われません。
- 行政書士の資格を持たない方が、この補助金の手続きの代行により報酬を得るなど、業として代行業務を行う場合は、行政書士法に違反する可能性があります。

なお、補助金交付決定等の県からの通知は、申請者ご本人に郵送することとし、手続代行者の方には連絡されません。（手続代行者の方への連絡が必要な場合は、申請者

ご本人からご連絡ください。)

Q12 ローンで購入したため、領収書が出ないのですがどうすればいいですか。

A12 設備を購入したことを証する必要がありますので、領収書と同様、ローンにより料金を受領した旨の書類（代理受領証明書など）を提出していただく必要があります。事業者の方にご相談ください。書類の提出にあたっては、完済したものではない旨の一文を加えた上で、ローンによる代理受領を事業者の方から証明してもらってください。

○補助金を受給して取得した設備の処分等について

Q13 実績報告書の提出から補助金の受領まではどれくらいかかりますか。

A13 実績報告書の内容を審査し、補助事業として適当であれば「額の確定」通知を送付します。額の確定通知送付から約1か月以内に、実績報告書に記載いただいた振込先に補助金が振り込まれます。

Q14 補助金を受けた設備について、いつまで買い替えや廃棄ができないのですか。

A14 この補助金の交付を受けた設備については、設備によりあらかじめ定められた期間は処分等が制限されます。

例えば、住居と一緒に設備を他人に譲渡する行為は処分等に該当しますので、処分承認申請書（第8号様式）により、処分前に知事の承認を受ける必要があります。この承認に当たっては、やむを得ない事情がある場合を除き、原則として、受給した補助金の全額又は一部の返還が条件となります。

ご自分が設置される設備の処分等の制限期間につきましては交付要綱別表3に記載していますので、必ずご確認ください。

○その他

Q15 書類はFAXやメールで提出してもいいですか。

A15 補助金交付申請等の各種書類は、申請者の方に押印していただいた原本をご提出いただく必要があるため、FAXやメールでの提出はできません。

書類は郵送又は持参により、原本を提出してください。

Q16 書類の訂正はどのようにすればよいですか。

A16 訂正箇所には二重線を引き、補助金交付申請書（第1号様式）の申請者欄に押印いただくものと同じ印鑑を、二重線に重ねて押印してください。（手続代行者の印は不可）

Q17 補助事業を完了し、補助金を受領した後も、県から提出を求められる書類等があるのでしょうか。

A17 補助事業完了後でも、要綱第19条に記載するモニター状況の報告が必要であるほか、財産処分制限期間内において、地中熱利用設備の利用状況などの調査協力を依頼することがあります。

Q18 モニター報告は、どのような書類を提出すればよいでしょうか。

A18 モニター状況の報告は様式第 10 号を、設置後 1 年間、3 か月毎に提出していただきます。

Q19 モニター報告を怠った場合、補助金を返還しなければならないでしょうか。

A19 モニター報告を怠った場合、やむを得ない事情がある場合を除き、受給した補助金の全額又は一部を返還していただくことがあります。